

第22章 公の秩序に反する犯罪

第1節 騒擾の罪

第544条 (2022年改訂) 削除

第545条 (2022年改訂) 削除

第546条 (2022年改訂) 削除

第547条 (2022年改訂) 削除

第548条 (2022年改訂) 削除

第549条 (2022年改訂) 削除

第2節 当局、その職員または公務員に対する侵害の罪、および、抵抗と不服従の罪

第550条 ① 当局 (*当局の人的範囲については第24条参照)、その職員または公務員を、その職務権限行使中に、または、それらの機会に、攻撃した、または、ひどい威嚇または暴力をもって著しく抵抗した、または、それらを襲撃した者は、侵害犯(reo de atentado)である。

いづれにしても、教育または衛生公務員に対して、その職務権限行使中に、または、それらの機会に、犯されたものは、侵害行為とみなされる。

② 侵害行為は、当局に対するものであった場合は、1年から4年の禁固刑および3月から6月の罰金刑に処せられ、その他の場合は、6月から3年の禁固刑に処せられる。

③ 前項の規定に係わらず、侵害された当局が、政府、自治州政府、下院、上院、自治州の立法議会、地方自治体の立法会議、司法全体会議のメンバー、憲法裁判所の上級裁判官、裁判官、上級裁判官または検察庁のメンバーであった場合は、1年から6年の禁固刑および6月から12月の罰金刑が科される。

第551条 侵害が次のようになされる場合は、前条にそれぞれ規定される刑より1段階高い刑が科される：

1. 武器または他の危険物を使用する。
2. 実行される暴力行為が人の生命に潜在的に危険となる時、または、重大な傷害を引き起こす可能性があるとき。特に、鈍器または可燃液体の投げつけ、火災および爆発物の使用が含まれるとき。
3. 当局、その職員または公務員を、自動車を使用して襲撃する。
4. 当該行為が、刑務所内部で集団的暴動、抗議または紛争の機会に実行される。

第 552 条 (削除)

第 553 条 前数条に規定される犯罪のなんらかのための扇動、共謀および教唆は、対応する犯罪の刑より 1 から 2 段階低い刑に処せされる。

第 554 条 ① 第 550 条および第 551 条に規定される行為は、制服を着用し、適法に委嘱された役務を提供していた軍のメンバーに対して加えられたときは、それらの条に示される刑に処せられる。

② 同じ刑が、当局、その職員または公務員の援助に馳せる人を攻撃、暴行または威嚇する者に科される。

③ 第 550 条および第 551 条に規定される刑は、また、次の人を著しく攻撃、暴行または威嚇する者に科される：

a) 災難、大災害または緊急事態の場に参じていた消防士、保健所員または救援隊のメンバーに対して、その権限行使を妨げる目的で。

b) 治安部隊と協力して、および、その指揮下で私的治安活動を展開する正当に特定されている私的治安（組織）の要員に対して。

第 555 条 (削除)

第 556 条 ① 第 550 条には含まれていなく、その職務行使中の当局またはその職員に、または、治安部隊と協力して、および、その指揮下で私的治安活動を展開する正当に特定されている私的治安（組織）の要員に対して著しく抵抗した、または、服従しなかった者は、3 月から 1 年の禁固刑または 6 月から 18 月の罰金刑に処せられる。

② その職務行使中の当局に対して敬意および正当な配慮を欠いた者は、1 月から 3 月の罰金刑に処せられる。

第 3 節 騒乱の罪

第 557 条 (2022 年改訂) ① 公共の平穩を侵害する目的で集団で行動し、暴力行為または脅迫行為を行った者は、6 月から 3 年の禁固刑に処せられる：

a) 人や物の上に；または

b) 公道を妨害し、人の生命または健康に危険を及して；または

c) 施設や建物に侵入し、それらの場所で基本的サービスの効果的な運営を大きく変える。

② 前項記載の行為は、その数、組織、目的が公衆に重大な影響を与えやすい群衆によって行われた場合、3 年から 5 年の禁固刑および同期間の雇用または公職の個別的公権剥奪刑に処せられる。行為者が当局であった場合、6 年から 8 年の絶対的公権剥奪刑が科される。

③ 前各項の刑は、危険物を携行した参加者または略奪行為を行った者に対しては、その下限を上下限の差分を半分上回らせて科される。

これらの刑は、銃器を携帯する場合には1段階高くして適用される。

④ 本条第2項および第3項に規定する行為の扇動、共謀および教唆は、それぞれ規定される刑より1または2段階低い刑に処せられる。

⑤ 混雑した場所で人の生命や健康を危険にさらす(人の)殺到、(人の)逃げ出しまたはその他の同様の反応を公共の場で引き起こした者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

⑥ 本条に規定される刑は、実行された傷害、脅迫、強要または損傷の具体的行為に対応する刑を害することなく、科される。

第557条の2 (2022年改訂) 集団で行動し、公的または私的な法人の住所、事務室、事務所、施設または敷地に、たとえそれが一般に公開されている場合であっても、その所有者の意思に反して、侵入または占拠し、それによって公衆の平穏およびその通常の活動の重大な混乱を引き起こす者は、その行為が本法の別の条項でより重い刑ですでに処罰されている場合を除き、3月から6月の禁固刑または6月から12月の罰金刑に処せられる。

第557条の3 (2022年改訂) (削除)

第558条 ある裁判所の法廷の中で、いかなる当局または法人の固有な公的行為で、投票所、公的事務所または施設、教育センターで、または、スポーツまたは文化的催し物の開催の機会に、著しく秩序を攪乱する者は、3月から6月の禁固刑または6月から12月の罰金刑に処せられる。これらの場合では、また、科された禁固刑より3年まで長い期間、同様な性質の場所、イベントまたは催し物へ出入りする権利の剥奪刑を科することができる。

第559条 (2022年改訂) (削除)

第560条 ① 電気通信回線または施設あるいは郵便を中断、妨害または破壊する損害を引き起こした者は、1年から5年の禁固刑に処せられる。

② 第382条に規定される方法のなんらかで、鉄道に損害を引き起こす、または、鉄道交通に深刻な損害を与える者は、同じ刑に処せられる。

③ 住民への水道、ガス、電気の導管または送電線に損傷を与え、供給またはサービスを中断または著しく攪乱する者には、同じ刑が科される。

第561条 共同体への危険状態を、または、他人へ救助提供が必要となる災害の発生を虚言または偽装して、これにより、警察、支援または救助サービスの動員を引

き起こす者は、3月1日から1年の禁固刑または3月から18月の罰金刑に処せられる。

第4節 前各節の共通規定

第562条 本章の前各節に規定される犯罪のなんらかを犯す者が当局であった場合、各場合に規定されている公権剥奪刑は、当該事由が問題の刑類型において特に考慮されている場合を除いて、10年から15年の絶対的公権剥奪刑で代替される。

第5節 武器、弾薬または爆発物の所有、取引および保管の罪

第563条 禁止された武器の所有、および、規制武器の製造特性の実質的な修正の結果である武器の所有は、1年から3年の禁固刑に処せられる。

第564条

- ① 必要な免許または許可がない規制火器の所持は次のように処罰される：
1. 拳銃類(armas cortas)の場合、1年から2年の禁固刑。
 2. 猟銃類(armas largas)の場合、6月から1年の禁固刑。
- ② 前項に規定される犯罪は、次の事由のなんらかが伴うときは、それぞれ、2年から3年の禁固刑、および、1年から2年の禁固刑に処せられる：
1. 武器に商標または番号がないか、それらが変更または削除されている。
 2. それらがスペインの領土に不法に持ち込まれた。
 3. それらの元の特性を変更して、変形された。

第565条 裁判官または裁判所は、行為および有責者の状況により、不法目的で武器を使用する意図の欠如が明らかである場合は、前各条に規定される刑を1段階下げることができる。

第566条 ① 法律または管轄当局によって認可されていない武器または弾薬を製造、販売またはそれらの保管所を設置する者は、次のように処罰される：

1. 戦争用武器または弾薬、化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬の場合、プロモータおよび組織者は5年から10年の禁固刑、また、その形成に協力した者は3年から5年の禁固刑。
 2. 規制火器またはその弾薬の場合、プロモータおよび組織者は2年から4年の禁固刑、また、その形成に協力した者は6月から2年の禁固刑。
 3. 戦争または防衛用武器または弾薬、化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬の取引は、それぞれの場合、同じ刑に処せられる。
- ② 前項第1号に規定される刑は、化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬を開発または使用する者に、または、その使用のため

に軍事準備を開始するまたはスペインが加入している国際条約または協定に違反してそれらを破壊しない者に、科される。

第 567 条 ① 戦争用武器のいかなる物の製造、商業化または所持は、それらのモデルまたはクラスにかかわらず、また、分解された部品の状態であったときでも、戦争用武器の保管 (depósito) とみなされる。化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬の製造、商業化または所持は、それらの保管とみなされる。

武器の保管は、商業化のその側面では、取得および譲渡を含む。

② 戦争用武器とは国防総省の規定でそう定められたものである。化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬とは、スペインが加入している国際条約または協定でそう定められたものである。

新しい化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬の創生または現存する物の修正に向けられた科学的または技術的性格の調査または研究を構成するいかなる活動は、化学、生物、核または放射線兵器、または、対人地雷またはクラスター弾薬の開発とみなされる。

③ 分解された部品の状態であったときでも、規制火器の 5 個以上の製造、商業化または収集は、規制火器の保管とみなされる。

④ 弾薬に関しては、裁判官および裁判所は、その量および種類を考慮に入れて、本節のために（それらが）保管を構成するかどうか宣言する。

第 568 条 法律または管轄当局によって認可されていない、爆発性、可燃性、焼灼性または窒息性の物質または装置、または、それらの構成要素の所持または保管、ならびに、それらの製造、取引または輸送、または、いかなる形式での供給は、プロモータおよび組織者の場合は、4 年から 8 年の禁固刑に処せられ、また、その形成に協力した者については 3 年から 5 年の禁固刑に処せられる。

第 569 条 犯罪意図を持って、ある団体の名称またはその費用で設置された武器、弾薬または爆発物の保管所は、違法性の司法宣言につながり、その引き続く解散につながる。

第 570 条 ① 本節に規定される場合では、科された禁固刑より 3 年長い期間の武器の所持・携帯の権利の剥奪刑を科することができる。

② 同じく、犯人が本節に記載されている物質、武器および弾薬のあるものを製造または取引するための許可を与えられている場合、前述の刑に加えて、その事業活動について 12 年から 20 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 6 節 犯罪組織およびグループ

第 570 条の 2 ① ある犯罪組織を発起、設立、組織化、調整または指揮した者は、その組織が重罪を犯す意図または目的を持っていた場合は、4 年から 8 年の禁固刑

に処せられ、その他の場合は、3年から6年の禁固刑に処せられる。また、当該組織に積極的に参加した、その一部を形成した、または、経済的または他のいかなる形式でそれと協力した者は、その組織が重罪を犯す目的を持っていた場合は、2年から5年の禁固刑に処せられ、その他の場合は、1年から3年の禁固刑に処せられる。

本法のために、犯罪を実行する目的で種々の仕事または職務を、整然と整理して、分配する3人以上の者で安定的に、または、無期限に形成されたグループは、犯罪組織とみなされる。

② 前項で規定される刑は、当該組織が次のとき、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される：

- a) 多数の人で形成される。
- b) 武器または危険な道具を所有する。
- c) その特性によって犯罪実行または有責者の不可罰性を容易にするために特に適する通信または輸送の高度の技術的手段を有する。

2個以上の上記事由が伴った場合は、1段階高い刑が科される。

③ 犯罪が人の生命または身体、自由、性的自由または安全に反するものであった、または、人身売買であった場合は、本条にそれぞれ規定される刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第570条の3 ① ある犯罪グループを設立、融資または構成した者は、次のように処罰される：

- a) グループの目的が前条第3項に規定される犯罪を犯すものである場合で、1個以上の重罪に係わる場合は、2年から4年の禁固刑に処せられ、準重罪に係わる場合は、1年から3年の禁固刑に処せられる。
- b) グループの目的が他のいかなる重罪を犯すものである場合は、6月から2年の禁固刑に処せられる。
- c) a)号に含まれない1個以上の準重罪の実行、または、軽罪の繰り返し実行に係わる場合は、3月から1年の禁固刑に処せられる。

本法のために、前条に規定される犯罪組織の特性のなんらかを有しなくて、犯罪の整然とした実行を目的とする3人以上の結合は犯罪グループとみなされる。

② 前項に規定される刑は、当該グループが次のとき、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される：

- a) 多数の人で形成される。
- b) 武器または危険な道具を所有する。
- c) その特性によって犯罪実行または有責者の不可罰性を容易にするために特に適する通信または輸送の高度の技術的手段を有する。

2個以上の上記事由が伴った場合は、1段階高い刑が科される。

第 570 条の 4 ① 本節および次節に規定されるケースでは、裁判官または裁判所は、組織またはグループの解散、および、場合に応じて、本法第 33 条第 7 項および 129 条の付加刑の内いかなる他の付加刑を取り決める。

② 同じく、前 2 条に規定される行為の有責者には、犯罪の深刻さ、犯行の数および犯行者に伴う事由に比例的に留意して、それらの条に規定される刑に加えて、組織またはグループの活動、または、それらの内部での行為に関連する経済活動または法律行為について、場合に応じて科された自由剥奪刑の期間より 6 年から 20 年長い期間の個別的公権剥奪刑に処せられる。

いづれにしても、上記条に規定される行為が本法の他の規則に含まれているときは、第 8 条第 4 号が適用される。

③ 本節の規定は、スペインで刑法的意義があるいかなる行為を実行する犯罪組織またはグループに、たとえ、それらが外国で設立された、定住している、または、その活動を展開していても、適用される。

④ 裁判官または裁判所は、判決で意見を述べて、本節に規定される犯罪のなんらかの有責者に、当人が自発的にその犯罪活動を放棄した場合、かつ、他の有責者の特定または逮捕について決定的証拠を得るため、または、所属していた組織または団体の行動または展開を阻止するため、あるいは、当該組織またはグループの内部で、または、それらを通して行なおうとした犯罪の実行を回避するために、当局またはその職員に積極的に協力した場合は、1 または 2 段階低い刑を科すことができる。

第 7 節 テロ組織およびグループ、および、テロ犯罪

第 1 款 テロ組織およびグループ

第 571 条 本法のために、第 570 条の 2 第 1 項第 2 段および第 570 条の 3 第 1 項第 2 段にそれぞれ設定されている特性を有して、次款に類型化される犯罪のなんらかを行うことを目的とする集団は、テロ組織またはグループとみなされる。

第 572 条 (2019 年改訂) ① テロ組織またはグループを発起、設立、組織化または指揮した者は、8 年から 15 年の禁固刑、および、刑の期間絶対的公権剥奪刑に処せられる。

② テロ組織またはグループに積極的に参加した、または、その一部を形成した者は、6 年から 12 年の禁固刑、および、刑の期間絶対的公権剥奪刑に処せられる。

第 2 款 テロ犯罪

第 573 条 (2019 年改訂) ① 本法に規定される、生命、身体、自由、倫理的高潔性、性的自由または安全、財産、資源、環境、公衆衛生に対するいかなる重罪の実行、壊滅的危険の実行、放火、文書偽造の実行、王室に対する重罪の実行、侵害の実行、武器、弾薬または爆発物の所持、取引および保管、および、航空機、船舶または他の包括的運輸手段、または、商品の奪取は、次の目的のなんらかを持って行なわれたときは、テロ犯罪とみなされる：

1. 憲法秩序を破壊する、国の政治制度あるいは経済または社会構造の機能を著しく抑圧または不安定にする、あるいは、公権力にある行為を為す、または、為すことを控えることを強制する。

2. 著しく治安を攪乱する。

3. ある国際組織の機能を著しく不安定にする。

4. 住民またはその一部に恐怖の状態を引き起こす。

② 第 197 条の 2、197 条の 3、および、264 条から 264 条の 4 に類型化される情報犯罪は、行為が前項に係わる目的のなんらかで行なわれるときは、また、テロ犯罪とみなされる。

③ 同じく、本節で類型化される犯罪の残りはテロ犯罪とみなされる。

第 573 条の 2 (2022 年改訂) ① 前条第 1 項に係わるテロ犯罪は、次の刑に処せられる：

1. ある人の死亡を引き起こした場合は、本法に規定される最大期間の禁固刑。

2. 誘拐または不法監禁の場合で、人の居場所を通知しないときは、20 年から 25 年の禁固刑。

3. 第 144 条の墮胎を引き起こした場合は、第 149 条、150 条、157 条または 158 条に類型化されている傷害、人の誘拐、または、第 346 条および 351 条にそれぞれ規定される惨害または火災が生じた場合は、15 年から 20 年の禁固刑。

4. 他のいかなる傷害が引き起こされた場合、または、人を不法に監禁した、脅迫したまたは強要した場合は、10 年から 15 年の禁固刑。

5. 前条第 1 項に係わる犯罪の内の他のいかなる犯罪のときは、1 段階高い刑に至る可能性を持って、犯した犯罪に規定される刑をその下限を上下限の差分の半分上回らせる刑。

② (犯罪) 行為が、第 550 条第 3 項に示される人に対して、または、治安部隊または軍のメンバーに対して、または、刑務所で役務提供する公的雇用者に対して行なわれた場合は、刑はその下限を半分上回らせて科される。

③ 前条第 2 項に係わるテロ犯罪は、対応する条にそれぞれ規定される刑より 1 段階高い刑に処せられる。

④ 第 557 条第 2 項および第 3 項に規定される騒乱罪、また、反乱罪および騒擾罪は、テロ組織またはグループにより、または、それらに庇護されて個人的に行なわれる場合、それらの犯罪に規定される刑より 1 段階高い刑に処せられる。

第 574 条 ① 武器または弾薬の保管、爆発性、可燃性、焼灼性または窒息性の物質または装置、あるいは、それらの構成要素の所持または保管、および、それらの製造、取引または輸送、あるいは、いかなる形式での供給、および、それら物質または適当な手段または装置の単なる設置または使用は、当該行為が第 573 条第 1 項に示される目的のなんらかで行なわれるときは、8 年から 15 年の禁固刑に処せられる。

② 核、放射性、化学または生物兵器、物質または装置、あるいは、同様な破壊力の他のいかなるものが係わる場合は、10年から20年の禁固刑が科される。

③ 第1項の目的を持って、化学または生物兵器を開発する、または、核物質、放射性元素またはイオン放射物質または製品を奪取、所有、輸送、他人への提供または操作する者も、また、10年から20年の禁固刑に処せられる。

第575条 (2019年改訂) ① 本節に類型化される犯罪のなんらかを実行する能力を得る目的を持って、軍事または戦闘の教化または訓練、化学または生物兵器の開発、爆発性、可燃性、焼灼性または窒息性の物質または装置の調製または準備技術の教化または訓練、あるいは、それら犯罪のなんらかの実行を容易にするために特に目的付けられる教化または訓練を受ける者は、2年から5年の禁固刑に処せられる。

② 本節に類型化される犯罪のなんらかを実行する能力を得る同じ目的を持って、自己で、前項に規定される活動のなんらかを実行する者は、同じ刑に処せられる。

その内容がテロ組織またはグループへの参加、または、それらまたはそれらの目的に協力することを促すことに向けられている、または、促すに適切となる、回線で公衆にアクセスできる通信サービスまたはインターネットまたは電子通信サービスを介してアクセスできるコンテンツに日常的にアクセスする者は、そのような目的をもって、本罪を犯すとみなされる。当該行為は、スペイン領内からそれらコンテンツにアクセスするときは、スペイン内で行なわれたとみなされる。

同じく、テロ組織またはグループへの参加、または、それらまたはそれらの目的に協力することを促すために向けられている書類、または、その内容で、促すに適切となる書類を取得または所有する者は、そのような目的をもって、本罪を犯すとみなされる。

③ 同じ刑が、その同じ目的のため、あるテロ組織またはグループに協力するため、または、本節に含まれる犯罪のなんらかを犯すために、ある外国領域に移動する、または、定住する者に、科される。

第576条 (2019年改訂) ① 本節に含まれる犯罪のなんらかを犯すために、いかなる種類の財物または有価証券(valores)を、全部または一部で、利用される意図で、または、利用されることを知って、なんらかの手段で、直接または間接に、収集、取得、所有、利用、転換、移送する、または、それらで他のいかなる活動を行なう者は、3年から10年の禁固刑およびその価値の3倍から5倍の罰金刑に処せられる。

② 財物または有価証券が実効的にテロ犯罪の有責者の自由にまかされた場合は、1段階高い刑が科される。具体的テロ行為実行に使用された場合は、ケースに応じて、当該行為は共同正犯(coautoría)または幫助犯(cómplice)として処罰される。

③ 第1項に係わる行為が、財産を侵害して、恐喝、文書偽造を犯して、または、他のいかなる犯罪の実行を介して、行なわれた場合は、これら(犯罪)は、これらに対応する刑より1段階高い刑に処せられる。ただし、さらに、前各項に従って妥当な刑を科すことを害しない。

④ テロリズムの資金調達活動の予防に当局と協力すべく法律で特に義務付けられていて、当該義務の履行において重過失で、第1項に規定される行為のなんらかが

発見または阻止されない事態を引き起こす者は、当該項に規定される刑より1または2段階低い刑に処せられる。

第577条 ① テロ組織、テロ・グループまたはテロ分子(elemento)の活動または目的に、または、本節に含まれる犯罪のなんらかを犯すために、いかなる協力行為を行なう、獲得するまたは容易にする者は、5年から10年の禁固刑および18月から24月の罰金刑に処せられる。

特に、協力行為とは、人、財物または施設の調査または監視、住居または保管所の建設、準備、譲渡または利用、人の蔵匿、収容または移送、訓練実施の組織化または実施の支援、技術役務の提供、および、テロ組織またはグループ、前段に係わるグループまたは人の活動への協力または支援に等しいいかなる他の形態である。

第2段で述べられる人の調査または監視がその人の生命、身体、自由または財産を危険に置くときは、本項に規定される刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。これらの法益のいかなる侵害が生じた場合は、ケースに応じて、当該行為は共同正犯または幫助犯として処罰される。

② 前項に規定される刑は、テロ組織またはグループへの参加を促すため、または、本節に含まれる犯罪のなんらかを犯すために向けられている、または、その内容により、それら(参加・実行)に適切となる、養成、教化または訓練のいかなる活動を行う者に、科される。

同じく、これらの刑は、爆発物、火器または他の有害または危険な武器または物質の製造または使用について、または、第573条の犯罪のなんらかの実行に特に適切な方法または技術について、犯罪に使用されることを意図してまたは知って、訓練または指導する者に、科される。

本項に規定される(犯罪)行為が未成年者、特別な保護が必要な障害者、または、犯罪実行者の配偶者、内縁者または性的奴隷にする目的の人身売買の被害者である女性に向けられたときは、刑は、1段階高い刑に至る可能性をもって、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。ただし、性的自由に反して犯された犯罪に妥当な刑を、さらに、科すことを害しない。

③ テロ組織またはグループの活動または目的への協力、または、本節に含まれる犯罪のなんらかの実行における協力が、重過失で生じた場合は、6月から18月の禁固刑および6月から12月の罰金刑が科される。

第578条 ① 第571条から577条に含まれる犯罪またはその実行に参加した者の公然の称賛または正当化、または、テロ犯罪の被害者またはその家族の信用失墜、軽蔑または卑下を引き起こす行為の実行は、1年から3年の禁固刑および12月から18月の罰金刑に処せられる。裁判官は、また、第57条に規定される禁止事項の1個または数個を、裁判官が指定する期間で、判決中で取り決めることができる。

② 前項に規定される刑は、当該行為が、通信手段、インターネットを介して、または、電子通信サービス手段により、または、情報技術の使用を介して、公衆にアクセス可能なサービスまたはコンテンツの拡散によって行なわれたときは、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

③ 当該行為が、その状況を観察して、著しく治安を攪乱する、または、社会またはその一部に不安または恐怖の深刻な感情を引き起こしやすいときは、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、また、1段階高い刑に引き上げることができる。

④ 裁判官または裁判所は、それを介して犯罪が実行された書物、資料、文書、論文または他のいかなる媒体の破壊、抹消また無使用化を取り決める。犯罪が通信情報技術を介して行われたときは、コンテンツの削除が取り決められる。

当該行為が、インターネットまたは電子通信サービス手段を介してアクセス可能なサービスまたはコンテンツを介して行なわれた場合は、裁判官または裁判所は、不法なコンテンツまたはサービスの削除を命じることができる。補充的に、コンテンツ収容サービス提供者に不法コンテンツの削除、検索エンジン業者にそれら（コンテンツ）を指す回線の排除、および、電子通信サービスプロバイダーに不法コンテンツまたはサービスへのアクセスの阻止を、次のケースのなんらかが伴う場合、命じることができる：

a) 当該処分が、（犯罪）行為の深刻さおよび情報の重要さに比例していて、その拡散を回避するために必要であるとき。

b) 前各項に係わるコンテンツが排他的または優勢に拡散するとき。

⑤ 前項に規定される処分は、また、予審裁判官が予審の間に保全的性質でもって取り決めることができる。

第 579 条 ① 本節の犯罪のなんらかの実行を他人に教唆する目的を持つ、または、その内容により教唆に適したメッセージまたはスローガンを、いかなる手段によって、公然と拡散させる者は、関連する犯罪に規定される刑より 1 または 2 段階低い刑に処せられる。

② 同じ刑が、公然と、または、人の集まりの前で本節の犯罪のなんらかの実行を他人に教唆する者に科され、また、犯罪実行を他人に要請する者に科される。

③ 本節に規定される犯罪のなんらかの実行のための扇動、共謀および教唆のその他の行為は、また、本節に規定される（犯罪）行為にそれぞれ対応する刑より 1 または 2 段階低い刑に処せられる。

④ 本規則に規定されるケースでは、裁判官または裁判所は、前条第 4 項および 5 項に設定される処分を採用できる。

第 579 条の 2 ① 本節に規定される犯罪の有責者は、前数条に対応する刑を害しないで、犯罪の深刻さ、犯行の数および犯行者に伴う事情に比例的に留意して、判決でその場合に応じて科された自由剥奪刑の期間より 6 年から 20 年長い期間の絶対的公権剥奪刑、また、教育職業または職務について、教育、スポーツおよび余暇の分野で、個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 本節に含まれる 1 個以上の犯罪により自由剥奪の重刑に処せられた者には、さらに、5 年から 10 年の監視付き釈放処分が科され、自由剥奪刑が準重刑の場合は、1 年から 5 年の監視付き釈放処分が科される。しかしながら、準重刑 1 個で、かつ、

初犯であったときは、裁判所は、その危険性の少なさに留意して、監視付き釈放処分を科すか、否かできる。

③ 本節に規定される犯罪では、裁判官または裁判所は、本人が自発的にその犯罪活動を放棄して、加担した行為を白状して当局に出頭し、かつ、犯罪発生を阻止するために当局に協力し、または、他の有責者の特定または逮捕について決定的証拠を得るため、または、所属していたまたは協力していたテロ組織、グループまたは他のテロ分子の行動または展開を阻止するために、効果的に補助するときは、判決で意見を述べて、関連する犯罪に規定される刑より 1 または 2 段階低い刑を科すことができる。

④ 裁判官および裁判所は、採用された（犯罪）手段または発生した結果を留意すると（犯罪）行為が客観的に深刻でない場合は、具体的事由に留意して、関連する犯罪に本節で規定される刑より 1 または 2 段階低い刑を理由付きで科すことができる。

第 580 条 累犯の（刑の）加重事由適用のため、全てのテロリズム犯罪では、外国裁判官または裁判所の有罪判決は、スペイン裁判官または裁判所の判決と同等である。

第 580 条の 2 **（2019 年新設）** 第 31 条の 2 の規定に従って、法人が本章に含まれる犯罪の責任を負う場合、次の刑が科される：

a) 自然人により犯される犯罪が法律で 2 年超の自由剥奪刑を予定している場合、2 年から 5 年の罰金刑、または、生じた損害の 2 倍から 4 倍の罰金刑（額が大きい場合）。

b) 残りの場合は、6 月から 2 年の罰金刑、または、生じた損害の 2 倍から 3 倍の罰金刑（額が大きい場合）。

第 66 条の 2 に定められた規則を考慮して、裁判官および裁判所は、同様に、第 33 条第 7 項の b) から g) に定められた刑を科すことができる。